

# 第1章 計画の策定にあたって

---





# 1 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となっており進められてきました。

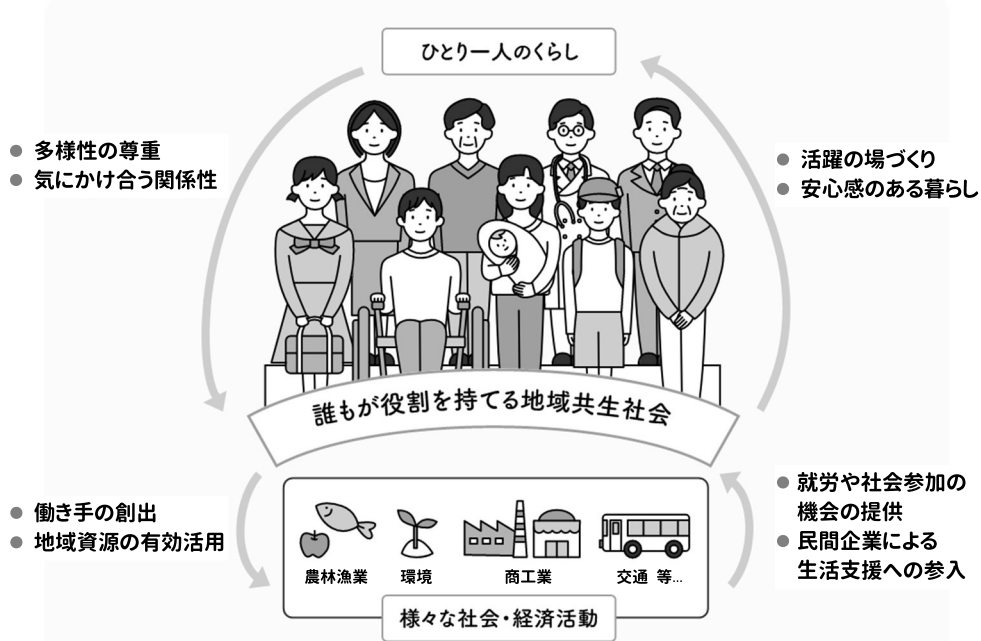
しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超越して活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市においては、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和3年度で計画期間が終了する「第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（下野市みんなで築く地域の絆プラン）」を改定し、すべての市民が住み慣れた地域において支え合いながら、一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するものです。

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



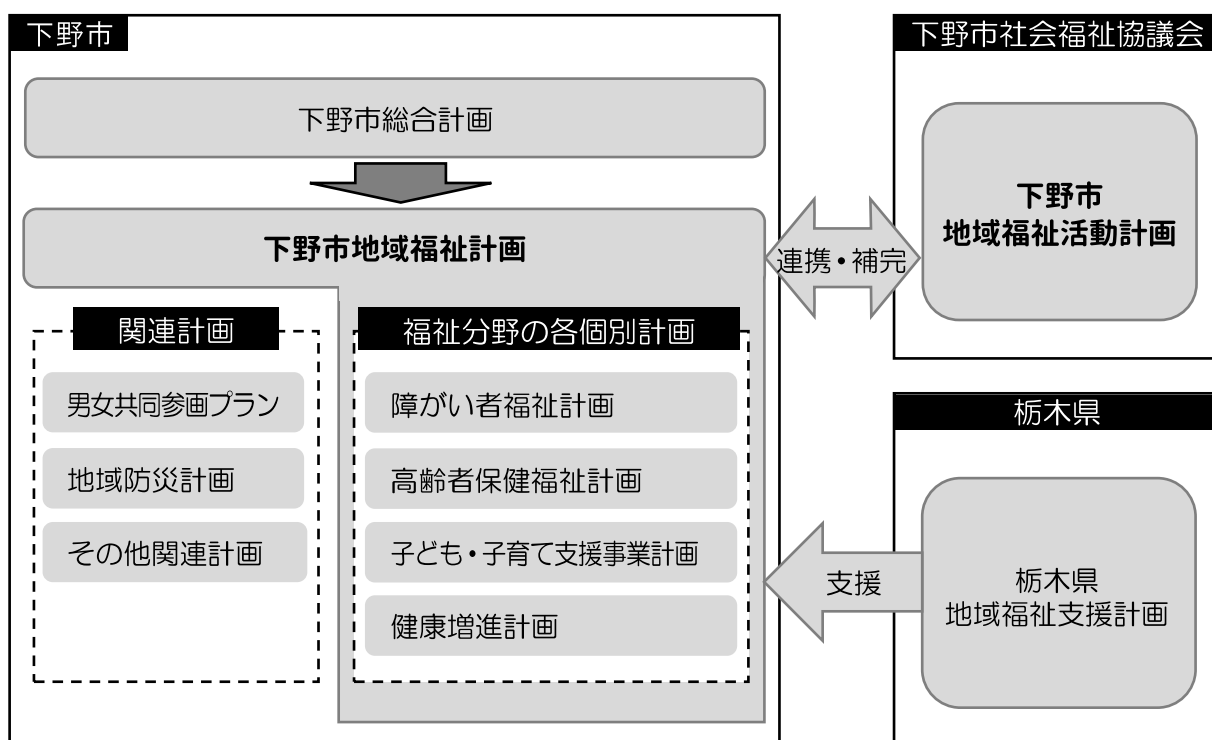
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## 2 計画の位置付け

「地域福祉計画」とは、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」とは、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会<sup>(※)</sup>が中心となって作成するものです。

これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。本市においては、下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「下野市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「下野市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「下野市高齢者保健福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画（しもつけしハートフルプラン）」、「下野市子ども・子育て支援事業計画（子育て応援しもつけっ子プラン）」、「下野市健康増進計画（健康しもつけ21プラン）」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「男女共同参画プラン」や「地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画となっています。



なお、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき定められる「地方再犯防止推進計画」としても位置付けて策定します。

※ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。地域住民、ボランティア、福祉関係団体などの参加・協力を得て、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めている。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

	...	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	...
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画			第2期			本計画					
総合計画		第2次									
		前期基本計画			後期基本計画						
高齢者保健福祉 計画			第7期		第8期						
障がい者福祉計画			第5期		第6期						
子ども・子育て 支援事業計画		第1期		第2期							
健康増進計画		第3次									
栃木県地域福祉 支援計画		第3期			第4期						

#### 〇〇 持続可能な開発目標(SDGs)の採択 〇〇

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取組が進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 地域福祉を推進するための圏域

本市の地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、市や社会福祉協議会が市内全域で取り組む施策も欠かせないものです。

隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。



## 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」及び、策定委員会を補佐する「検討部会」を設置し、各段階で協議を重ねました。

また、市民の意見を計画に反映させるため、アンケート調査や住民懇談会、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。



策定委員会の様子